

短 報

生活介護型通所施設における自閉スペクトラム症の示す 不適応行動の背景にある機能分析に関する医療福祉学的研究

松 本 好 生*¹

要 約

研究目的は、生活介護型通所施設における日中活動場面で不適応行動を示す自閉スペクトラム症の利用者4名に「不適応行動の動機づけアセスメント尺度」を使って、支援者側が不適応行動とする背景にある利用者の動機づけ機能を分析することである。分析結果を踏まえ、第1回評価後1年が経過した時点で再評価し、支援の効果について検証した。その結果、男性2名の「突発的つかみかかり行動」は「注意の獲得」を意味した。女性の「自傷行為」は、「物や活動の獲得」を意味し、1年後も変わらなかったことから、コミュニケーション手段として自傷が自閉スペクトラム症では機能し続ける行動ということが明らかとなった。

1. はじめに

障害をもつ人たちが示す不適応行動について、従来の考え方では低減を図り、取り除くことが重要な優先課題と考えられていたことを指摘する報告がある¹⁾。しかし、近年では、不適応行動の機能、すなわち、その働きや作用が注目されるようになり、対象となる不適応行動を分析し、それに応じた支援技法がとられるようになってきており、「不適応行動の動機づけアセスメント尺度」²⁾も有用であることが報告されている³⁾。ここでいう不適応行動の分析とは、不適応行動が環境に及ぼす影響、すなわち、その不適応行動が生じることによって、その結果、どのようなことが起き、そのことが不適応行動を起こした本人にどのような効果をもつのかという視点で、結果や効果を分析することを指す。こうした日常生活上の問題を解決する領域の福祉学と、てんかんなど医療の領域を融合した学問体系が医療福祉学である。

不適応行動に対する支援の医療福祉学的方法論の特徴は、次の2つの基準から示される。1つは、支援計画が機能的アセスメントと行動分析学の基礎原理に論理的に一致しているかという科学的論理性に関する技術的基準である。もう1つは、支援計画が

対象者や支援者を含む関係者の価値観や日中活動場面に内包される操作可能な行動に適合しているかという文脈的基準である。こうした基準を踏まえた上で不適応行動の要因を分析する手続きには、1)インタビューや評定尺度を用いて対象者をよく知る人の情報から要因仮説を推定する間接分析、2)自然な場面の観察情報からその要因仮説の妥当性を検証する直接分析、3)推定される要因を実験的に同定する「機能分析」(functional analysis)がある。効果的な支援を計画立案するためには、不適応行動と環境との機能的な関係を改善し、適応行動を高める多様な介入を論理的にリンクさせる必要がある。すなわち、1)不適応行動の生起要因に関する情報収集(機能的アセスメント)、2)不適応行動の要因仮説の推定、3)要因仮説に基づく支援計画の立案、の3つの観点が決定因となる¹⁾。これは不適応行動をその先行条件と結果条件との機能的関係から分析するための情報収集プロセスであり、機能的な関係(要因仮説)は強化的な刺激が獲得される、あるいは嫌悪的な刺激が除去される(結果条件)ことによって、その行動が起こりやすくなることで示される。その際に、ある刺激や条件がその行動を引き起こしやすくなる(先行条件)ことで明らかになる。こうした結果条

*1 旭川荘総合研究所

(連絡先) 松本好生 〒703-8555 岡山市北区祇園866 旭川荘総合研究所

E-mail: y-matsumoto@asahigawasou.or.jp

件には、他者からの注目やかかわりの獲得、物や活動の獲得、感覚刺激の獲得などが関与する¹⁾。

2. 目的

本研究では、目の前の人を支援することによって、その人の生活問題を軽減しようとする学問領域である医療福祉学の視座から、生活介護型通所施設における自閉スペクトラム症利用者限定して、日中活動場面で観察される不適応行動をとりあげる。推定される要因を実験的に同定する「機能分析」(functional analysis)¹⁾の手法で、周囲の人が不適応行動と思うような行為を、本人にとって、どのような効果をもつのかを分析するために「不適応行動の動機づけアセスメント尺度」²⁾を導入した。適応行動を高めるために、3つの観点が決定因となる¹⁾なることを踏まえ、種々の支援を試み、1年後に再評価することで、行動の動機づけに変化がみられたかどうかをもとに、個々の事例に対する望ましい支援のあり方について検証することとした。

3. 方法

3.1 対象

通所施設を利用する重度の知的能力障害を伴う自閉スペクトラム症4事例を対象とした。4事例は、他者への「突発的つかみかかり行動」の男性2名(①34歳男性、通所期間14年、障害支援区分6、強度行動障害判定基準表31点、②25歳男性、通所期間7年、区分6)、「自傷行為」の女性2名(③26歳女性、通所期間8年、区分5、④18歳女性、通所期間1年、区分6)であった。

3.2 手続き

Duran and Carr²⁾の「不適応行動の動機づけアセスメント尺度」(Motivation Assessment Scale: MAS)を施設型に一部改変し、16項目(注目の獲得4項目・嫌悪事態からの逃避4項目・物や活動の獲得の要求4項目・感覚刺激の獲得4項目)をランダムに質問紙に配置し、日中活動を担当する8名のスタッフによって評価した。

3.3 分析の観点

6件法(まったくない「0」・ほとんどしない「1」・しないことが多い「2」・しない場合とする場合が半々くらい「3」・することが多い「4」・ほとんどする「5」・必ずする「6」)を用いて、4機能項目ごとに平均値を算出した。本研究では、平均得点が1番高い項目が不適応を示す背景にある機能と設定した。評定者の経験差をなくすために、日中活動で直接処遇に当たっている男性4名(勤務年数23年1名、3年1名、2年2名)、女性4名(勤務年数20年1名、2年3名)の

スタッフが評価した。2種類のターゲット行動の得点をもとに、それぞれ4人の平均得点を算出した。

3.4 倫理的配慮

調査にあたり、個人情報保護や研究倫理等に関する事項を記載した文章を添付した。また、得られたデータは統計処理し、個人が特定されることはないということを調査用紙に明記した。

4. 結果

表1は事例1の1年前の評価、表2は事例1の1年後の評価という順で、4機能項目を事例別に表1~8に示した。4事例ともに、各項目についてみれば、1年後の再評価の平均点が全体的に低くなっていることから、ターゲット行動そのものは弱まっていると推察できる。

4.1 「突発的つかみかかり行動」

利用者2名の結果は、4機能の中の「注目の獲得」で一貫した数値が得られ、内容の変化はみられなかった。

4.2 自傷行為

「物や活動の獲得の要求」としての自傷というように1名は内容の変化がみられなかったが、1名の自傷は「物や活動の獲得の要求」から「嫌悪事態からの逃避」へと行動の内容が変わっていた。

5. 考察

通所施設における日中活動中に生起する4事例の不適応行動がどのような機能をもっているのかについて、本研究ではMASを導入した。

5.1 事例別のアセスメントとそれに基づく支援法

(事例1)分析対象となった行動は、他の利用者やスタッフに前後の文脈もなく「突発的につかみかかる行動」であることから、専ら攻撃的な意味をもつ行動と捉えていたものの、行動の詳細が分からず、日々対応に苦慮していた。本結果から、攻撃的行動ではなく、「自分に注目して欲しい」との要求行動であることが明らかとなった。自分に注目して欲しいことについては、他者につかみかかる行動ではなく、適切に相互交渉ができる別のコミュニケーション手段に置換させる必要性が生じてきたことから、通所を始めて14年が経過した現時点で新たなコミュニケーションサインを考案することとなった。

(事例2)通所直後から帰宅するまで、後方から他者への「つかみかかり行動」がみられることから、マンツーマン対応が必要であった。この行動も攻撃的意味合いと捉え対応してきたが、「注目の獲得」という機能が働いていることが明らかとなった。事例1同様に、「つかみかかる行動」以外でのコミュニ

ケーション行動を考案する必要性が出てきたことから、通所7年目の現在、新たに要求がある折に自らスタッフの横に座り、要求を出すことができるように試験的な取り組みを開始した。

(事例3) コミュニケーション手段として「自傷行為」がみられるとの報告がある⁴⁾。そのほとんどが拒否などの意味合いがあることが少なくないが、事例3は「物や活動の獲得の要求」項目で高い数値となったことにより、拒否の意味合いが少ないことが判明した。区分5ではあるが、ことばで要求をあらわすことは稀で、小声で聴取困難な場面も少なくない。支援場面では、自らことばで発する要求行動が出た折には、もれなく拾い上げ、要求に応える対応法とし、事例3についても、マンツーマン対応での試行を始めた。

(事例4) ことばでの単発的な要求があるほかは、大声での奇声と独語が頻発している。事例4の自傷行為は、分析の結果、「物や活動の獲得の要求」であったのが、1年後には「嫌悪事態からの逃避」の意味合いに内容が変化していることが判明した。このことから、自傷ではなく、単発に出てくることばでの「イヤ」という表現で拒否をしてもいいのだということを改めて学習する場を設定することとした。いわゆる、Yes - No サインの「No」を出すことができる日中活動を設定し、参加したくないとき、「イヤ」ということばが出た時、許容する対応で、「拒否できるんだ」というコミュニケーション機能を習得す

る練習を始めた。

5.2 4事例にみられる「拒否」行動をつける意味

身体障害児は車いすでの暮らしの中から、例えば、エレベーターのボタンが押せない時に、周囲の人に「代わりにボタンを押してください」(ヘルプ機能)という、他者への依頼行動がみられる。しかし、本報告での4名の発達障害者は、幼児期から、そうした支援を受ける機会が少なかった可能性が推察される。

加えて、指示通りに非主体的に行動し、適応行動を身につけてきた経緯がある。しかし、「これしたくない」「あれしたくない」などの「拒否する」ことを認められ、特別教育のための支援学校を卒業してくる通所の利用者に筆者は会ったことがない。本結果を踏まえ、これからの支援のありかたを考えるうえで、「合理的配慮」という考え方が必要であることを強調したい。すなわち、その人の「尊厳」、生きる「権利」といった部分を意識した支援、拒否できる「自由」があって当然であることに改めて気づき、参加したくない時は「拒否できる」、「拒否してもいいのだ」という「意思決定支援」の取り組みが、障害福祉分野でいかに遅れているかを痛感させられた。

5.3 自閉スペクトラム症と行動障害を併せもつ

利用者への望ましい支援のありかた

事例1は、強度行動障害判定基準表31点に該当する、いわゆる「支援困難事例」である。「行動障害」という名称は、1993(平成5)年に当時の厚生省が全国3か所のモデル施設においての新規事業として

表1 各事例における動機づけ査定尺度の機能別平均値

事例	性別	不適応行動の種類	評定者	時期	機能				推定される機能
					注目	逃避	要求	感覚	
1	男性	突発的つかみかかり行動	男性スタッフ4名	当初	8.2	5.6	5.6	6.3	注目の獲得
				1年後	2.0	1.3	0.3	1.3	注目の獲得
2	男性	突発的つかみかかり行動	男性スタッフ4名	当初	14.0	11.2	11.4	9.7	注目の獲得
				1年後	1.8	0.2	1.0	1.5	注目の獲得
3	女性	自傷行為	女性スタッフ4名	当初	2.0	9.3	14.3	4.0	物や活動の獲得の要求
				1年後	0.2	1.5	7.3	0.2	物や活動の獲得の要求
4	女性	自傷行為	女性スタッフ4名	当初	2.0	9.3	14.3	4.0	物や活動の獲得の要求
				1年後	2.0	6.0	4.2	3.8	嫌悪事態からの逃避

セルの網掛けは、もっとも高い数値であった機能を示す。

「強度行動障害特別処遇事業」を開始したことに源を發している行政用語である。当時、全国3か所のモデル施設の1つに総合医療福祉施設旭川荘のいづみ寮（当時・精神薄弱者更生施設、現・障害者支援施設）が指定され、自傷や固執が強い4名の自閉症を入所させ、3年間で行動を変容させて自宅へ戻す事業を行った⁴⁵⁾。殊に、障害がある人の自傷を取り上げた組織的研究も報告されている⁶⁻¹¹⁾。また自閉スペクトラム症と固執¹²⁾の関係についても、臨床現場では支援が困難になる要因となっており、臨床現場においては、固執のメカニズムに関するデータの蓄積が急務となっている。行動障害を起こすメカニズム解明のために、その後、種々の側面から研究され、施設での実践が進んだ。現在は、厚生労働省の事業としてはなくなったものの、2017（平成29）年の現在もいづみ寮での行動障害に対する実践を含め、全国の障害者支援施設でも継続して行われており、行動障害を伴う人への望ましい支援のあり方が模索されている。そこで、本研究で取り上げた不適応を示す行動の背景にある機能について着目し、行動を4つの機能だけを分析することでのMASには限界があり、分析しきれなかった機能がある可能性は残るものの、MASを用いて、客観的に、しかも的確に分析できることが判明したことは、福祉サービスの臨床現場において、数量的に裏づけされた道標として、個別支援計画を立案する上で大いに有効な手法であることを示唆するものである。

ただ、支援を困難にしているのは、言語・コミュニケーションの問題のみならず、自閉スペクトラム症が共通してもつとされる見通しがもてないことでの不安を回避するための行動のパターン化への固執¹²⁾について、他の発達障害である注意欠如多動症（ADHD）や限局性学習症（LD）とは別に、何らかの工夫が求められることとなる。

この工夫の一助として、不適応を起こす行動の動機づけ機能を分析した後の支援の手続きとして、対象とする不適応行動と同じ機能、すなわち、等価な機能（機能的等価性）をもつコミュニケーション行動を代替行動として確立させ、それによって、これまで不適応行動によって利用者が得ていたものと同じ機能が十分に果たされるとするならば、4事例にみられた現行の不適応を示す行動は減少すると仮定できる。

そもそも周囲が困るほどの不適応を示す行動は、本人が1番困っているという「生きにくさ」のサイ

ンと見立てることもできるからである。本研究では、1)不適応行動の生起要因に関する情報収集（機能的アセスメント）、2)不適応行動の要因仮説の推定までが検証できた。3)要因仮説に基づく支援計画の立案に関しては、不適応行動と同じ機能をもつ新たなコミュニケーション行動の形成に重点を置いて、不適応行動の軽減を図る個別支援計画として立案し、試行的に事例ごとに実践を開始した段階である。

6. 結論

不適応行動は、その人が困っているから出てしまう行動として捉え、その人を変える発想ではなく、支援する側の接し方や環境を変える取り組み、あるいは、不適応行動を変えることができない理由づけではなく、どうすれば望ましい行動へ変換できるかの視点での実践が、医療福祉サービス現場で日々展開されている。

発達障害があるから困っているのではなく、我々支援する側の支援技法の未熟さや、めまぐるしく変わる発達障害の概念に関する行政サービスの立ち遅れなどで、彼らが困っていることも少なくないのである。したがって、発達障害は知的障害とはまったく異なるニーズをもつ人たちであり、最終的に言語・コミュニケーション行動に集約される支援以外にも、彼らが生きやすくなるための必要なだてがあるはずだからである。こうした概念の違いを知らなければ、発達障害の支援の質的向上につながらない時代が到来したとみている。

障害児者を対象とする医療福祉サービスは、長年の経験に基づく実践も大切だが、理論的、科学的思考と支援法という視座から、本研究で得られたような定量的分析法を的確に活用することで、よりきめの細かな「合理的配慮」、殊に「意思決定支援」を基盤とする医療福祉サービスが提供できるようにもなり得ると考える。発達障害をもったまま、目の前の人々が幸せに生きていくために必要な行動上の問題を軽減しようとする技術的基準と文脈的基準が医療福祉学の中心的方法論であり、その臨床現場での実践が直接処遇である。

今後も新たな言語・コミュニケーション行動の獲得に向けた実践として、利用者の「奇声」や「衣服の脱行為」に拡大した取り組みも始めており、その根幹をなす評定者の行動観察の的確さに基づくMASによる機能分析の精度を高めることが課題である。

文 献

- 1) 平澤紀子:積極的行動支援 (Positive Behavioral Support) の最近の動向—日常場面の効果的な支援の観点から—。

- 特殊教育学研究, 41(1), 37-43, 2003.
- 2) Durand VM and Carr EG : Functional communication training to reduce challenging behavior : Maintenance and application in new settings. *Journal of Applied Behavior Analysis*, 24, 251-264, 1991.
 - 3) 松本好生 : 生活介護型通所施設における不適応行動の背景にある機能の分析に関する医療福祉学的研究. おかやま保健福祉研究, 21, 130-133, 2015.
 - 4) 松本好生, 武田ゆかり, 桐本恵美, 鎌田紀子 : 強度行動障害児者の処遇に関する研究. 旭川荘研究年報, 25(1), 61-63, 1994.
 - 5) 松本好生, 安達正信 : 強度行動障害児(者)の処遇システムに関する研究. 旭川荘研究年報, 26(1), 1-16, 1995.
 - 6) 松本好生, 藤堂香代子, 大塚玲子, 末光茂 : 自閉症児の自傷行為に関する研究. 旭川荘研究年報, 23(1), 20-24, 1992.
 - 7) 今出大輔, 濱口喜直, 石井貞江, 黒住卓, 今川俊彦, 松本好生, 山村健, 高原弘海, 末光茂 : 障害がある人と自傷行為に関する研究Ⅰ—国内の先行研究—. 旭川荘研究年報, 48(1), 110-111, 2017.
 - 8) 濱口喜直, 石井貞江, 黒住卓, 今川俊彦, 今出大輔, 松本好生, 山村健, 高原弘海, 末光茂 : 障害がある人と自傷行為に関する研究Ⅱ—旭川荘の実態調査—. 旭川荘研究年報, 48(1), 112-113, 2017.
 - 9) 石井貞江, 黒住卓, 今川俊彦, 今出大輔, 濱口喜直, 松本好生, 山村健, 高原弘海, 末光茂 : 障害がある人と自傷行為に関する研究Ⅲ—旭川荘療育・医療センターの実践から—. 旭川荘研究年報, 48(1), 114-116, 2017.
 - 10) 黒住卓, 今川俊彦, 今出大輔, 濱口喜直, 石井貞江, 松本好生, 山村健, 高原弘海, 末光茂 : 障害がある人と自傷行為に関する研究Ⅳ—いづみ寮の事例から—. 旭川荘研究年報, 48(1), 117-119, 2017.
 - 11) 今川俊彦, 今出大輔, 濱口喜直, 石井貞江, 黒住卓, 松本好生, 山村健, 高原弘海, 末光茂 : 障害がある人と自傷行為に関する研究Ⅴ—かえで寮の実践から—. 旭川荘研究年報, 48(1), 120-122, 2017.
 - 12) 末光茂, 松本好生 : 問題行動の予後から見た学齢期の課題—自閉症の固執行動—. 実践障害児教育, 219(9), 42-45, 1991.

(平成29年12月21日受理)

Medical-Welfare Research on the Analysis of the Function in the Background of Maladjusted Behavior of Persons with Autism Spectrum Disorder Who Displayed Those Behaviors at a Day Care Center

Yoshio MATSUMOTO

(Accepted Dec. 21, 2017)

Key words : autism spectrum disorder (ASD), functional analysis, day care center

Abstract

The aim of this study is to analyze of the function in the background of maladjusted behavior of four persons with autism spectrum disorder who displayed maladjusted behavior, according to the Motivation Assessment Scale, at a day care center. We completed this research one year ago, now we have done the same research to verify the effectiveness of our support programs, one year later. From this research one year ago, two men displayed a holding behavior meant to gain attention. But after one year, this meaning changed to gaining sensory stimulation. Two women express self-injurious behavior which was used to get an object or action. And one year later, the same self-injurious behavior has kept the same meaning. These results strongly suggest that self-injurious behavior is way of communication for persons with autism spectrum disorder.

Correspondence to : Yoshio MATSUMOTO

Asahigawaso Research Institute

866, Gion, Kita-ku, Okayama, 703-8555, Japan

E-mail : y-matsumoto@asahigawasou.or.jp

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.27, No.2, 2018 419 – 424)